

## 国際仲裁

2011年冬号

国際商取引における紛争の解決手段として、国際仲裁は広く評価されている。特に、仲裁の相手方が地元で強い影響力を有する場合、それが顕著となるであろう。理由の一つとして、公平な仲裁判断に対し、地元の裁判所による不当な介入を防ぐことができるためである。しかしこのような認識は、国際仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）の有効性に対する楽観的な考えからくるものであると考えられる。実際は、国際仲裁が政治的リスクにさらされる可能性は裁判によるそれと差ほど変りはない。投資家—受入国家間における仲裁（投資協定仲裁）の分野では、近年における進展の中でさえ今なおリスクは存在する。今号の『請負業者のための法律の手引き』では、投資協定仲裁における最近の進展を概観し、最後に、取っておくべき周到な対策を記したい。

### はじめに

近年、国際協定の諸条項の標準化 および国際慣習法の規範について、活発な議論が行われている。その結果、投資仲裁制度の利用を通じて、海外投資家（含 請負業者およびサブライヤ）と地元で強い影響力を有する相手方との間において、公平性が確保できると期待されている。注目すべき主な条項・規範として、(i) 海外投資家に対し、「公正・衡平な待遇」（FET）を与えるという投資受入国の明示的義務、その他具体的な内容として、(ii) 収用に関する協定に基づく保証、(iii) ニューヨーク条約締約国による、仲裁合意および仲裁判断の承認・執行の保証、(iv) 司法の運営に関し、一般的に受け入れられる標準の遵守を各国の裁判所に求める国際慣習法の規範、が挙げられる。

以下、国際法における上記各側面について、概観する。

### (i) 公正・衡平な待遇

公正・衡平待遇（FET）義務は、投資受入国側における広範な行動基準を示している。これらの行動基準を具体的に定義するのは難しいが、一般に、“正義の否認（denial of justice）”に該当する場合、FETの義務違反があると認識される。“正義の否認”に該当する行為として、不適切な訴訟の却下、裁判の不当な遅延、著しく不適切な司法の適用、明白かつ悪意ある法の濫用、明らかに不適切かつ疑わしい判決、などが含まれる。

しかし、国際投資仲裁に関するいくつかの判例において、FETの義務違反を申立てることができるのは、当該国において利用可能な全ての救済方法を試してみた結果、司法適用

の妥当性において正当化されるべき疑わしい内容が残る場合のみとしている。また、仲裁廷は控訴または上告を行うための控訴院ではないこと、そして、FET条項の趣旨は、投資家に真の保護手段を提供することとしている点に留意したい。

### (ii) 収用に対する保証

両当時国が互いの投資家に対して、FET義務を適用すると合意している場合、当該FET義務は、国際投資協定の基に実施される救済の最も明白な根拠となるであろう。この点、日本ではFET条項は含まない一方、いくつかの国と収用を行わない旨を明記した条項を含む投資協定を締結している<sup>3</sup>。このような協定が結ばれている場合の実例として、2009年、投資紛争解決国際センター（ICSID）の仲裁法廷が、「Saipem S.p.A. v. Bangladesh<sup>4</sup>」の紛争に関して下された裁定が注目される。当該裁定において、自国の裁判所が（一般的な形でのいわゆる収用ではないが）一種の違法な収用を行ったとして、国が責任を負わされたものである<sup>5</sup>。事例に関する詳細。

### (iii) ニューヨーク条約違反

ニューヨーク条約に調印した170ヶ国においては、仲裁合意および判断の承認・執行は保証されていると一般的に理解されている。但し、これには一定の制限があり、特に仲裁判断の承認・執行を拒否する正当な事由とされる“公の秩序(Public Policy)”が取り上げられる。そのため、当該ニューヨーク条約で保証した義務（仲裁判断の承認・執行）に関する相手国の国内法が注目される。ただ、本質的に不明瞭な“公の秩序”といった表現は、通常、具体的な定義も定められないまま国内法に盛り込まれている。時には、ニューヨーク条約における本来の言い回しに、見かけ上似せただけの表現にすり替えら

1 国際投資協定に関する概略とこの分野に関連する用語については、『請負業者のための法律の手引き』2006年夏号が参考になる。

2 日本が、ブルネイ、チリ、香港特別自治区、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、ロシア連邦、スイス連邦、タイ、ベトナムと結んでいる二国間協定には、こうした取り決めが盛り込まれている。

3 バングラデシュ、エジプト、モンゴル、パキスタン、中華人民共和国、スリランカ、トルコの二国間協定を参照。

4 サイペム社対バングラディッシュ（Saipem S.p.A. v. Bangladesh）、ICSID案件番号ARB/05/07、2009年6月30日付。

5 裁判所の不適切な手続きに対するこの種の責任については、「Himpurna California Energy Ltd. v. Republic of Indonesia, Interim Award of 26th September 1999, Yearbook Commercial Arbitration, Vol. XXV (2000) ¶¶184-7」、および以下のウェブアドレスにて「Regent Company v. Ukraine, ECHR App. No. 773/03」を参照。

れている場合もあり、国内における裁判所がニューヨーク条約における本来の意図とは異なる解釈を行うこともある。

Saipem社のケースでは、国際商業会議所（ICC）の仲裁判断を無効とする第一審裁判所の命令、並びにICCによる仲裁続行に対する差止め命令の発行、また、それを追認および支持したバングラデシュの複数の裁判所の対応は仲裁合意を妨げるものであるため、ICSIDの法廷は当該裁判所による対応をニューヨーク条約の第2条に違反するものであると判断した。

最近の例として、「ATA Construction Industrial and Trading Company v. Hashemite Kingdom of Jordan」のケースが挙げられる。ICSIDの法廷は、ヨルダンの裁判所による決定は以下の二点において、ニューヨーク条約第2条に違反しているとして請負業者によるヨルダン王国に対する申立てを支持した。

(i) 仲裁を求めるATAの権利を尊重する、(ii) 紛争の内容については自国の司法権の行使を控える **事例に関する詳細**。この裁定は、少なくとも次に挙げる二つの側面において重要となる。第一に、ニューヨーク条約締結国には有効な仲裁合意を承認する義務があるといった条約第2条に照らし合わせ、ヨルダン王国が仲裁合意を遡及的に失効させることが、どのようにFETの義務違反となるかを明示している。第二に、ICSIDの法廷は、違法行為を行った国内裁判所に対し、強制執行命令を発行する権限を本質的に有していることを示唆している。

#### (iv) 権利の乱用

国際法は、司法の運営について一般的に受け入れられている標準に従うことを各国の裁判所に求めている。そのため、大幅に公正さを欠き、恣意的、不当、または常軌を逸した内容の判決は、国際法の違反に当たると認識されている<sup>7</sup>。

Saipem社のケースもまた、この原則が適用された事例である。当該ケースにおいて、バングラデシュの裁判所が、違法性・不当性がないにもかかわらず、司法権を行使して仲裁人の権限を無効としたことは、仲裁措置に対する裁判所の監督権の乱用にあたり、バングラデシュは国として、Saipem社に対し代わって責任を負うとICSIDは判断した。

## 結論

投資家—受入国家間の仲裁で下される裁定は、国内裁判所および国際仲裁法廷の双方に関し、許容される行動規範とは何かを明確にしている。これら判例が、各国の国内裁判所にとって、（国内外で実施される）国際仲裁に対する国内裁判所の監督権の行使には一定の制限がある、という通告となっているものと期待したい。

しかしながら結局のところ、国際的な紛争に伴う政治的リスクは依然として残る。「国家と他国の国民との間における投資紛争の解決に関する条約（ICSID条約）」を背景として、投資家—受入国家間の仲裁の分野では上述のような進展が見られている。しかし、国際仲裁における政治的リスクの影響が少なくなったというわけではない。これは特に、ICSIDの管轄権が及ぶ国が国連加盟国の約24%にしか達していないからである。また、ICSIDの管轄が及ぶ国においても、投資受入国の政府または地元の有力組織の不利益になると考えられる仲裁判断が出た場合、当該国の裁判所が自国の法学、国際慣習法、ないしICSID条約の条文自体の中に仲裁判断の執行を拒否するための根拠を見出さないと限らず、むしろその可能性はかなり大きいと言える。

こうした考察を踏まえた上でもなお、法整備が整っていない国における有力な企業と仲裁合意を結ぶ場合には、日本の請負業者・サプライヤ・その他の投資家は、仲裁地の選定に当たって特別な注意を払う必要がある。また、仲裁判断により権利を認められた当事者は、仲裁判断の執行段階においても慎重を期することが求められる。通常用いられる外交的手段および政治的働きかけを適切に組み合わせる一方、仲裁判断によって支払いを命じられた当事者の海外資産を差し押さえることのできるルート、または擬制債権（仲裁判断により取得した債権）を合法的に取引できるか、という選択肢についても綿密な調査を実施すべきである。

<sup>6</sup> ICSID案件番号ARB/08/2、2010年5月18日付裁定。

<sup>7</sup> 例：サリーニ建設社対エチオピア連邦民主共和国（Salini Costruttori S.p.A. v. The Federal Republic of Ethiopia）、ICC案件番号10623/AER/ACS、2001年12月7日付の訴訟および司法権の一時停止に関する裁定（42 ILM 609（2003）および21 ASA Bulletin 82（2003）11130-1）を参照。

<sup>8</sup> 2010年12月21日、カタール国は、ICSID条約への批准書を国際復興開発銀行（世界銀行）に寄託した。第68条（2）に従い、同国では2011年1月20日に同条約が発効した。

© Pinsent Masons LLP 2011

This bulletin does not constitute legal advice. Specific legal advice should be taken before acting on any of the topics covered.

上述の問題の全てに関する更に詳しい情報は、ニコラス A. ブラウン  
([nicholas.brown@pinsentmasons.com](mailto:nicholas.brown@pinsentmasons.com)) 電話：(852) 2521-5621、  
または貴社担当のピンセント・メアソンズのアドバイザーに、いつでもご連絡ください。



Pinsent Masons LLP is a limited liability partnership registered in England & Wales (registered number: OC333653) and regulated by the Solicitors Regulation Authority. The word 'partner', used in relation to the LLP, refers to a member of the LLP or an employee or consultant of the LLP or any affiliated firm who is a lawyer with equivalent standing and qualifications. A list of members of the LLP, and of those non-members who are designated as partners, is displayed at the LLP's registered office: CityPoint, One Ropemaker Street, London, EC2Y 9AH, United Kingdom. We use 'Pinsent Masons' to refer to Pinsent Masons LLP and affiliated entities that practise under the name 'Pinsent Masons' or a name that incorporates those words. Reference to 'Pinsent Masons' is to Pinsent Masons LLP and/or one or more of those affiliated entities as the context requires. For important regulatory information please visit: [www.pinsentmasons.com](http://www.pinsentmasons.com)



Pinsent Masons

[www.pinsentmasons.com/asiapacific](http://www.pinsentmasons.com/asiapacific)